

2017年11月16日  
 (一社) 日本道路建設業協会

## 働き方改革に向けた基本方針

日本道路建設業協会(以下「道建協」という。)は、2017年3月28日に政府が策定した「働き方改革実行計画」を受け、長時間労働を是正し週休二日制を推進することにより建設技能者の処遇改善、生産性向上などの諸課題に対して総合的に対処することとする。

### 1 達成目標

#### 1) 長時間労働の是正(自主規制)

2024年4月の2年前(2022年4月)までに年間の上限値720時間以下とするため、段階的に時間外労働時間を削減する。

	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年4月
上限時間 (h/年)	960h	900h	840h	780h	※720h	※720h	※720h
複数月平均 の上限			4,5,6ヶ月それぞれの平均 で休日労働を含んで80時 間以内		※2,3,4,5,6ヵ月それぞれの平均で休日 労働を含んで80時間以内		
1ヶ月の 上限	※休日労働を含んで100時間未満						

※ 時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とする。

月45時間の原則を上回る特例の適用は、年6回を上限とする。

#### 2) 週休二日制の実現

週休二日制を実現するためには、日曜日に加えて土曜日の閉所を進める必要がある。このため、道建協で行っている6月と11月の第二土曜の閉所運動を拡大し、2018年度から2年間、毎月の第二土曜日の閉所運動を推進する。さらに、2024年度に週休二日制の完全実施を目標とし、順次閉所運動の拡大を図る。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
土曜閉所 推進運動					第1土曜日		第1土曜日
	第2土曜日		第2土曜日		第2土曜日		第2土曜日
							第3土曜日
			第4土曜日		第4土曜日		第4土曜日
週休2日制	4週5休		4週6休		4週7休		4週8休

土曜日の閉所に限定することが困難な場合は代休等による休日の確保を行うことにより、各期間における月の休日数確保に努め、4週8休の定着を図っていくこととする。

なお、合材工場においては、輪番制の検討などを行うこととする。

## 2 働き方改革の推進に向けた方策

### 1) 業界全体の取組

- ① 発注関係機関に適正工期の設定を要請する。
- ② 工事発注準備段階の環境整備（図面、地元、交通関係等）を整え、暫定発注とならないよう発注機関に要請する。
- ③ 発注関係機関に提出書類の簡素化・合理化を要請する。
- ④ 完全週休二日制の実現に向けて、一斉閉所運動（合材工場を含む）を促進する。
- ⑤ 発注関係機関に対し、受注者の週休二日制の導入が進む誘導策などを要請する。
- ⑥ 発注関係機関に、週休二日制を導入していることの理解を求める。
- ⑦ 発注関係機関に、週休二日制の導入に伴って技能労働者の賃金水準が確保できるような労務単価の増額を要請する。
- ⑧ 人員不足が長時間労働の一因ともなっているため、業界全体で担い手確保の為の処遇改善や戦略的広報を実施する。

### 2) 各社への取組要請

- ① パソコンのオン・オフや携帯電話を活用するなど正確な勤務実態の把握に努める。
- ② 所属長・職長に対して、長時間労働の是正に関する意識改革に努める。
- ③ 週休二日制の導入及び長時間労働の是正に伴う技能労働者の賃金水準の確保に努める。
- ④ 技能労働者の社員化、常用者の月給制や協力会社の請負化を推進する。
- ⑤ 工場のシステム化により自動出荷に対応するなど、休日、夜間の省力化に努める。
- ⑥ 直行・直帰の奨励や、現場近隣に宿舎を用意するなど時間外労働の縮減に努める。
- ⑦ 事務所の消灯及びパソコンのシャットダウンやノー残業デーの設定など、残業時間の抑制に努める。
- ⑧ 休暇取得の奨励など休暇の取りやすい環境整備に努める。
- ⑨ ボードを活用するなどにより、社員・技能労働者の労働時間の見える化を推進する。

### 3) その他

2018年度以降、長時間労働の是正及び週休二日の実施状況について、毎年度フォローアップを行うこととし、会員企業の段階的な取り組みの状況等を把握する。